

会費規程

（目的）

第1条 この規程は、規約第13条の規定及び会員規程に基づき、会員が納付すべき入会費（入会金）、年会費、委員会費について必要な事項を定めることを目的とする。

（正会員）

第2条 正会員の入会金及び年会費は、会員規程第2条第1項の各号に定める種別毎に、次に定めるところによる。

(1) 法人正会員

- ① 入会金 40,000 円
- ② 年会費 60,000 円

(2) 個人正会員

- ① 入会金 10,000 円
- ② 年会費 10,000 円

(3) 学生正会員

- ① 入会金 2,000 円
- ② 年会費 3,000 円

- 2 名誉会員、創設会員は、会費を免除することができる。
- 3 地震・津波などの自然災害及びその他災害による被災者等で、著しく会費の支払いが困難と認められる者は、幹事会の承認を得て、会費の免除を受けることができる。
- 4 本条に定める年会費は、基礎研修費用を含むものとする。

（賛助会員）

第3条 賛助会員の入会金及び年会費は、会員規程第3条第1項の各号に定める法人賛助会員、個人賛助会員の種別にかかわらず、次に定めるところによる。

- ① 入会金 なし
- ② 年会費 100,000 円（一口当たり）

（委員会費）

第4条 委員会に参加するものは、委員会費を当協議会に納入するものとする。

- 2 委員会費の額及び納入方法は、幹事会において定めるものとする。

（会費の納入）

第5条 会費は、当協議会の請求に基づき、納入しなければならない。

- 2 年会費は原則として1年度分を一括納入するものとし、その期限は6月30日とする。
- 3 年度途中で入会した者の当該年度の年会費は、入会が承認された日の属する月以前の

月数に応じて軽減した額とする。

- 4 会員が退会する前に納めた入会金、年会費、委員会費については、返還しない。
- 5 正会員の種別の変更が生ずるときは、変更後の種別の会費から、既に納付した変更前の種別の会費を減額した額を納付するものとする。ただし、変更後の会費が変更前の会費よりも少額の場合は、原則として差額を返還しないものとする。

(改 廃)

第6条 本規程の改廃は、総会の決議による。

(附 則)

この規程は、2013年6月9日から施行する。

以上